

## 三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

## お知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した総合評価方式の暫定運用について、下記のとおり暫定運用を変更します。

## 記

## 1 総合評価方式の暫定運用

(1) 総合評価方式の評価項目について、次表のとおり取り扱うこととします。

工事(全般)				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R2.4.17～)	暫定運用(R2.7.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度	人権研修受講実績対象年度
			平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】	平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】 【変更なし】
技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取得実績	CPD取得実績対象年度	CPD取得実績対象年度
			平成28年度から令和元年度 (平成31年度) 【対象期間 4年間】	平成28年度から令和2年度 【対象期間 5年間】

(2) 工事(全般)におけるCPDの取得実績の換算係数の取扱い

評価期間を4年間から5年間に変更することに伴い、換算係数を下記のとおり取り扱うこととします。

各団体が発行するCPDの取得実績評価対象年度と換算係数					
R2.4.1(標準)		R2.4.17(暫定運用)		R2.7.1(暫定運用変更)	
対象年度	換算係数	対象年度	換算係数	対象年度	換算係数
R2	(1)	R2	—	R2	(1)
R1	(1)	R1	(1)	R1	(1)
H30	(1/2)	H30	(1)	H30	(1)
H29	(1/4)	H29	(1/2)	H29	(1/2)
		H28	(1/4)	H28	(1/4)

## 2 適用

令和2年7月1日以降公告(通知)する案件から適用します。

## 3 令和3年度の取扱い

令和3年度においても令和2年7月1日以降の暫定運用と同様の取扱いをします。

工事(全般)				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1～)	
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度	
			令和元年度から令和3年度 【対象期間 3年間】	
技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取得実績	CPD取得実績対象年度	
			平成29年度から令和3年度 【対象期間 5年間】	
			対象年度	換算係数
			R3	(1)
			R2	(1)
			R1	(1)
		H30	(1/2)	
		H29	(1/4)	

## 4 問い合わせ先

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班

電話 059-224-2696